

高 石 市

地域包括支援センターの設置

背景

高石市では、高齢者の方々が日頃から自分の健康の維持、増進に取り組み、加齢に伴って、介護や支援などが必要な状況になっても、住み慣れた地域において、本人の能力に応じた自立生活が維持できるよう、地域社会に基盤をおいた様々な保健・医療・福祉・介護などのサービスを選択できるまちづくりを推進しています。

一方、国においては、平成12年に介護保険制度がスタートし、今日では、高齢者の介護を社会全体で支える制度として定着してきました。

その一方で、要介護者の中でも、要支援や要介護1の軽度の方が急増し、制度から給付される費用も年々増大してきましたので、本年4月から介護保険制度の改正を行い、介護予防重視型システムへの転換が図られ、要介護状態を未然に防ぐための介護予防マネジメント及び要支援1・2の方を対象とした介護予防ケアプランの作成等を新たに創設される地域包括支援センターで行うこととされました。

このような状況の中、高齢者の一人ひとりの権利や尊厳が尊重され、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、高石市では、地域包括支援センターの委託先を社会福祉法人高石市社会福祉協議会（以

下、「高石市社協」という。）として、4月1日から高石市地域包括支援センターを設置しました。

事業の概要

本市は、11.35km²という町並みであることから、3中学校区を一つの日常生活圏域と設定し、当面1ヶ所で、高石市社協に委託し、次のような業務内容を担当しています。

1. 介護予防ケアマネジメント業務

- 要支援・要介護となる恐れがある高齢者に対して、生活機能の低下防止を図る相談や介護予防ケアプラン作成を行う。
- 要支援1・2と認定された高齢者の新たな介護予防サービス（予防給付）が、適切に提供されるよう、介護予防ケアプランを作成し、サービス状況を適宜にモニタリングし、必要に応じて、サービス事業者等間の調整を行う。

2. 福祉総合相談・支援業務

- 高齢者やその家族の相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容によっては、適切なサービスにつなぐとともに、制度に関する情報提



供や関係機関の紹介等を行う。

- 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者による支援のネットワークの構築を図る。また、地域においては、インフォーマルなサービスの開発支援など、地域コミュニティの活性化が不可欠なため、関係機関と連携し地域づくりの支援を行う。

3. 権利擁護・虐待防止業務

- 判断能力の不十分な高齢者の実態把握や総合相談の過程で、特に、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合は、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、速やかに親族からの申立が行われるよう支援し、申立を行える親族がないと思われる場合等は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立につなげる。
- 高齢者の虐待の事例を把握した場合には、速やかに関係機関の連携・協力によるチーム制にて、当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応を行う。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築や介護支援専門員相互の情報交換等を行うネットワークの構築を図る。
- 地域の介護支援専門員の日常的業務に対する個別の相談窓口やサービス担当者会議の開催の支援、また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例についての支援等を行う。



主任介護支援専門員 1 名
介護支援専門員 2 名（常勤換算）

設置場所：高石市役所庁舎別館 1 階
（大阪府高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号）

連絡先：電話 072-265-1313
FAX 072-265-7716

相談窓口：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 15 分
（休日については、電話相談のみ）

【平成 18 年 7 月現在】

今後の展開

今後も委託事業を活かし、地域福祉の推進役である高石市社協が実施する地域包括支援センターを中心として、『総合的な介護予防システム』の構築を進め、関係機関と連携しつつ、地域住民（民生委員・福祉委員・ボランティア等）の協力により、『住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり』の推進に取り組んでいきたいと考えています。

運営体制

委託先：社会福祉法人高石市社会福祉協議会
人員体制：管理者 1 名 保健師 2 名
社会福祉士 1 名